

久喜市教育委員会令和8年4月定例会

開催月日 令和8年4月23日（木曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前10時54分

久喜市教育委員会令和8年4月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
- ア 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - イ 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
 - ウ 久喜市中学校・義務教育学校（後期課程）水泳学習実施に係るガイドラインについて
 - エ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - オ 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について
 - カ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - キ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
 - ク 久喜市教育委員会表彰について
 - ケ 久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定について
- 第 4 議事
- 議案第29号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 議案第30号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
 - 議案第31号 久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示について
- 第 5 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、個人情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 川 和 男
教育部副部長 木 村 明 信
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二
参事兼指導課長 川 島 尚 之
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校給食課長 佐 藤 純 子
公民館事業推進室長 田 中 正 行

教育総務課

課長補佐兼係長 相 園 浩 一

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。今年は、桜の花の散る中ではございましたけれども、教育委員の皆様にもご出席いただき、小・中、義務教育学校、そして幼稚園の入学式、入園式が開催されました。また、市民大学、高齢者大学の入学式も実施され、令和8年度が順調にスタートしております。年度当初に当たりまして教育委員会では、全小・中、義務教育学校訪問をして、学校施設や学校備品等の一斉点検を兼ねて状況を直接確認するとともに、校長から要望等について直接聴取をしております。時代が大きく変化する中においても、自らの人生をかじ取りする力をしっかり身につけられるよう、教育環境の整備に今後も努めてまいりたいと考えております。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和8年4月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告エからケ並びに議案第29号及び議案第30号につきましては人事案件であること、教育長報告クにつきましては個人情報を含む案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告エからキ及びケ並びに議案第29号及び議案第30号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定によりまして、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、相園課長補佐をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和8年3月23日に開催いたしました令和8年3月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからケの9件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、学校給食課長よりご説明いたします。

学校給食課長。

○学校給食課長（佐藤純子） 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

教育長報告資料の3ページを御覧ください。令和8年2月定例会においてご議決いただいた本規則について、公布前に令和8年4月からの食材料費の価格改定が行われ、給食費の額を改善する必要が生じたことから、別表中、1食当たりの学校給食費の額について、小学校の児童等の額を322円から327円に、中学校の生徒等の額を398円から404円にそれぞれ改定したものでございます。本来であれば定例会にてご議決いただくべきところではございますが、4月からの給食に反映する必要がございましたことから、教育長専決にて対応させていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（川島尚之） 教育長報告イについて報告をさせていただきます。

8から14ページを御覧ください。埼玉県議会令和8年2月定例会において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和8年4月1日より子育て部分休暇が新設されました。これに伴い久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正したことを報告するものです。本来であれば教育委員会の議決事項でございますが、県の改正条例が3月27日に可決され、4月1日から施行されたため、久喜市の教職員が本条例に基づき、子育て部分休暇を取得できるよう久喜市立小・中学校職員服務規程についても3月31日付で教育長専決にて改正し、4月1日施行としたものでございます。

報告は以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） 改正した内容はどのようなものでしょうか。

- 参事兼指導課長（川島尚之） 改正した内容につきましては、この制度の内容が小学校就学前の子を養育するため、正規の勤務時間の初めか終わりに1日最大2時間まで無給で休暇を取得できる制度です。これについて記載したことと、それに伴う様式が新たに添付されるようになりました。

以上が改正点でございます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） この部分休暇の時間中に該当する授業については、学校内の調整で対応せざるを得ないと思うのですが、これが長期に及ぶ場合は代替要員確保のための予算措置も必要になってくるのではないかと思うのですが、その点はどのように考えているのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。

- 参事兼指導課長（川島尚之） 初めと終わりに30分単位で2時間までの取得でございますが、実際にはこれは学校内での対応になるかと思えます。現状として、実際取得している人数は、今年度入って1名で、長期ではなく、単発での3回取得というような状況です。実際には校内での運用で対応できているというような内容になります。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 対象年齢が未就学児までで、1日最大2時間ということになりますと、やはり今後、長期にわたっていくということも考えられると思うのですが、そうした場合はどういうふうに考えているのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。

- 参事兼指導課長（川島尚之） 正規の勤務時間の初めと終わりの部分、ここだけを誰か別の方を入れるというのはなかなか難しい現状かなと思えます。ですので、基本的には学校に加配等で担任を持っていないという方もおりますので、やはり学校内で運用をして

いくというのが現実的かなと考えております。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにご質問はございますでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） いま、教職員で時短で働いているという方もいらっしゃると思うのですが、時短にプラスで取れるという感じになるのですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 時短とはまた別の制度になりまして、時短の制度については、勤務時間そのものが時短になるけれども、これについては例えば単発でこの時期だけという取り方ができるものになります。ですので、重複してというよりは、それとは別の制度として運用するものになります。

○教育長（柿沼光夫） 小野田委員。

○委員（小野田真弓） 未就学児ということだったので、大体、未就学児のいる方は時短を取っていらっしゃる方が多いと思うのですが、そんなことはないのでしょうか。そうすると、ふだんは4時半までという勤務時間で、さらにそこから、30分休暇を取って4時までで上がっていいよみたいな、そんなプラスとなる制度にはならないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 実態といたしましては、これまであった短時間制度を活用している方はそこまで多くありません。というのも、これを取ると、ずっとそういう働き方になるのですが、今回のものは、例えば普段はおじいちゃん、おばあちゃんに見てもらっているけれども、見てもらえない日があるとか、この時期は難しいだとか、そういうときにもっと柔軟に対応できるようにするための制度でございまして、従来制度と重複して使うというよりは、従来制度よりも、もっと細かく柔軟に対応できるようにするための制度でございます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（小野田真弓） はい。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時13分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） すみません。先ほどの件、1点訂正をお願いします。就学前と申し上げたのですが、小学校3年生まででございました。大変失礼いたしました。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（小野田真弓） はい、大丈夫です。

○教育長（柿沼光夫） 他にご質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問がないようですので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、久喜市中学校・義務教育学校（後期課程）水泳学習実施に係るガイドラインについての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 教育長報告ウについてご報告させていただきます。

別冊資料を御覧ください。学校の水泳学習につきましては、施設の老朽化への対応と併せて気候変動、指導の専門性の確保、教職員の働き方改革等の観点から今後の在り方について熟議が必要な段階に来ておりました。本ガイドラインは、より喫緊性の高い中学校及び義務教育学校（後期課程）について本市の方針を示したものでございます。

2から5ページの第1では、我が国における水泳学習の歴史的な文脈や法的根拠等について整理をしております。

6から10ページの第2では、本市における学校水泳施設の現状や費用についての比較、先行実施してまいりました校外の水泳施設を使用した水泳学習の実績、気候変動の影響や水泳学習を実施するために必要な教員の業務等を整理しております。

11ページの第3では、第1、第2で整理してきた情報を踏まえ、本市の水泳学習に係る基本的な考え方を示しております。1つ目の方針として、「安心・安全な環境」で水泳学習に取り組めるようにすることとし、水泳学習は管理された外部施設を使用することといたしました。指導者についても、原則資格を有する指導者を施設の利用と併せて委託することとしました。

2つ目の方針として、「生涯を通じて水泳に親しむ資質・能力」を育むこととし、教育課程内外を含めた個に応じた多様なプログラムを用意するとともに、水難事故防止のための教育、とりわけ着衣については必ず実施するものとしました。

12ページの第4では、第3の基本的な考え方を踏まえ、具体的の方策を示しております。

最後に、13ページに本ガイドラインの運用について示しております。

最後の14ページは、参考文献・参考資料を明示しております。こちらも、本来であれば、教育委員会の議決事項でございますが、本ガイドラインの策定に当たって年度末まで各学校との熟議を重ねておりましたこと及び各学校が令和8年度の教育計画を策定し、効果的な教育活動を実施するに当たり、年度当初に早急に学校に周知する必要があったことから4月9日に教育長専決で定めたものでございます。

報告は以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 12 ページの第4、具体的方策の方針1の安心・安全な環境に関連してなのですが、指導者あるいは監視員の人数基準についてはどのように考えているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川島尚之） まずは、生徒15人あたりに1人のインストラクターに加えて学校職員もその管理に加わるというような体制で検討を進めております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。それと同じく方針2の一人一人の資質・能力を育むに関連してなのですが、評価の基準について、評価は最終的にその外部の指導員が行うのか、それとも教員立会いの上で教員が行うのか、その点について伺います。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川島尚之） 学習の評価につきましては、原則教員が行います。指導員からの情報を得た上で、学校の教員自体もその子どもたちの活動を見て、そういった情報を併せて評価するような形でございます。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） 水泳学習はとても大事だと思うのですが、これはどのような時期に行ってどのぐらいの時間を水泳授業に充てているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川島尚之） まず、時期でございますが、時期については、その委託先の相手側との調整によって、できるだけ冬場は避けるような形で各学校配分しております。時間数につきましては、1回当たりが60分です。前後の移動や着替えも含めて授業時間としては2コマ分を1回で行うという形です。それを1生徒当たり3回、つまり時間数で言うと6時間分の授業を実施するという形でございます。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） その時間内に着衣泳をして、授業にはその体験をしてもらうというのもあるのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川島尚之） はい、そのとおりでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） 中学校の例ということで、小学校はこれから精査してということですが、小学校のほうも、近年かなり気候が暑くて、子どもたちはプールサイドがかなり熱くて授業にならないという話も聞いていますので、もし小学校も広

げられるようであれば、その辺りも検討していただきたいなと思います。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 委託先というのは、スイミングスクールになるかと思うのですが、栗橋地区は全くスイミングスクール等がないので、鷺宮とかに、そこまで移動するという形になるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 令和8年度につきましては、民間のスイミングスクールを使用するのが久喜中学校、久喜南中学校、久喜東中学校、太東中学校、鷺宮東中学校、鷺宮西小中学校でございます。菖蒲中学校につきましてはアクレを利用させていただき、栗橋東中学校、栗橋西中学校はB&Gを利用させていただき、鷺宮中学校は鷺宮温水プールを利用させていただくという形で予定しております。

○教育長（柿沼光夫） 小野田委員。

○委員（小野田真弓） B&Gということは夏場しか開いていないのですが、その時期にという形を取るということですね。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 相手方との調整にもよるのですが、原則施設が使える時期にということになります。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（小野田真弓） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告エからケ並びに議案第29号並びに議案第30号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時22分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の教育長報告エにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員については退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時22分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 次に、エ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び教育部長よりご説明いたします。
教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前10時26分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） 次に、オ、久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） 次に、カ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 キ

○教育長（柿沼光夫） 次に、キ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 ク

- 教育長（柿沼光夫） 次に、ク、久喜市教育委員会表彰についての報告でございます。報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 ケ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、ケ、久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定についての報告でございます。報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

[非公開案件につき省略]

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第29号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第29号を上程し、これを議題といたします。議案書の3ページを御覧ください。議案第29号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第30号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第30号を上程し、これを議題といたします。議案書の5ページを御覧ください。議案第30号について、提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

これもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

- 教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時44分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第31号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第31号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 11 ページを御覧ください。議案第 31 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野川和男） 議案第 31 号 久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、文化振興課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。
- 参事兼文化振興課長（齋藤英行） 久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示につきましてご説明申し上げます。

議案書の 12 ページから 16 ページ、議案参考資料の 3 ページから 7 ページを御覧いただきたいと思います。文化財の適正な保存を図るため、指定文化財の日常的な維持管理等に要する経費の一部に充てさせるための費用として文化財等の所有者に対して、指定文化財維持等交付金を交付しております。指定文化財等交付金の交付は、初めに文化財の所有者等から交付金の交付申請書を提出してもらい、審査し、交付決定通知書を所有者へ送付します。その後、所有者等から交付金請求書を提出してもらい、交付金を交付するという事務の流れとなっております。

今回の改正では、交付金交付申請書と交付金請求書を 1 つにまとめることで文化財の所有者等の事務負担の軽減と、申請から交付金の交付までの迅速化を図るもので、これに伴い関係条文及び様式を改正するものでございます。

なお、この告示は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） 議案第 31 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） まず、「無形文化財の保持者」という部分を削除してありますが、これは何を意図しているものなのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

- 参事兼文化振興課長（齋藤英行） 今のご質問は、第 3 条第 2 号のことでよろしいでしょうか。こちらの件でございますが、指定無形文化財等について交付金を出しているところが、現在のところ鷲宮中学校の郷土芸能部のみとなっております。ですので、育成団体に交付金を交付しており、ご自身ではないので、「保持者」を削除させていただいたものでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 現況ですと、そういう団体等だと思うのですが、いわゆる無形文化財の技術保持者、そういった方が今後転入等で久喜市にいらっしゃる、入ってくる場合が可

能性としてはあると思うのですが、あえてこの「保持者」を削っているというのは、どう
いうことなのか、もう一回お尋ねしたいのですが。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 確かに、もしかしたら今渋谷委員さんがおっしゃると
おり、そのような方が今後入っていらっしゃることもあるかもしれませんが、現時点で考
えますと、この無形文化財につきましては、各団体に補助金を交付しております。その関
係で、今の時点では、この「保持者」という文言に当てはまる方はいらっしゃらないので、
一度こちらについては、整理も含めまして削除することにしたものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 別の質問になりますが、この交付申請書の添付書類に、現況写真です
とか、後継者育成の確認写真とありますが、これは申請前のどの程度の期間の写真を想定
しているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） こちらの添付書類の写真等については、今回の条文の
改正等で初めてついた、そういったものでございます。これまでですと、申請書をいた
だいて、それに基づいて審査した形で交付金の交付決定をいたしておりましたが、やはり現
況はきちっとあるかどうか、きちんと確認した上で交付するべきものということがござ
いましたので、今回写真を添付してもらった上で、文化財の現況を確認する必要があるの
かなということをご理解いただいております。先ほどご質問ございました写真の関係で
すが、申請書を出していただく直前の写真を撮っていただきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 直前の写真ということでしたけれども、例えば3か月とか6か月以内
とか、明確に示されたほうがいいのではないかというのと、文化財は、一回写真を撮った
ものを使い回しにするという場合や、なかなか写真を撮れないというものもあるかと思
うのですね。そういった意味も含めて、この文化財の現認、現場確認、こういったものを
文化振興課の職員の方が適宜なさっているのかどうか、その辺も伺いたいのですが。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） まず初めに、先ほど渋谷委員さんがおっしゃった、直
前、3か月とか6か月とか、そちらを条文には記載してございませんが、これから案内通
知書等を出しますので、その文にはぜひそのような形で撮っていただくような形で、こう
いった形でやりたいなと思っております。

なお、先ほど話したように、ただ写真を、文化財を撮るといっても、簡単に全ての写真
が撮れているものは少ないとは思いますが、ですから、やはりある程度、毎年度我々が現認
等、確認をする必要があると思っておりますが、これまで、それらについてはあまり行ってこ
なかったというのが実情でございます。今回この改正を含めまして、今まではもしかしたら
蔵の中に置いて、そのままずっと眠っている、そういうものもあるかと思っておりますので、今回

写真を撮っていただくことによって、所有者の方にも意識していただくとともに、我々は再度その辺についてきちんと現況を確認し、間違っても、紛失とか、そういうことがないようにしたいと思いますので、今回の改正で、その辺を含めて対応していきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 以前あったことなのですが、文化財の所有者の方が、絵画だったのですが、大事にしなすぎでカビが発生してしまったという例もありましたので、その辺は適宜、学芸員の方なりが見守っていただければありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和8年5月21日木曜日、午前10時から、会場は久喜市役所会議室棟第5、第6会議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、いかがでしょうか。5月21日木曜日、午前10時から、会場は本庁舎でございます。久喜市役所の会議室棟は駐車場のところにできたプレハブの会議室です。屋根がある駐車場の前のプレハブ棟でございますので、お間違いのないように。

日程、時間は大丈夫でしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は、5月21日木曜日、時間は午前10時から。会場は、久喜市役所会議室棟第5、第6会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午前10時54分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和8年4月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年5月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾